

# 「受診者・患者さん」の 権利擁護宣言

私たちは、当院で加療される方の以下の権利を擁護するため、つぎの行動宣言をします。



よりよい医療を  
地域の人々に

社会医療法人

岡村一心堂病院

## 1. よりよい医療を公平に受ける権利

私たちはよりよい医療を公平に提供することに努めます。

## 2. 個人の尊厳とプライバシーの保護

私たちはおひとりおひとりの人格、価値観などを尊重し、当院との相互の協力関係のもとで適切な医療を提供いたします。

当施設内で、他人にプライバシーが侵害されないよう配慮いたします。

## 3. 説明による同意と自己決定権

私たちは検査・治療法などの効果とその副作用、他の治療法などについて、わかりやすい説明をし、最適の医療をご自身の責任において同意のうえ、選択していただけるよう努めます。

医療行為の選択にあたっては、他の医師の意見（セカンドオピニオン）を聞くことができます。

## 4. 自己情報の開示と守秘に関する権利

私たちは受診された方、患者さんの個人情報、厳重に守秘いたします。

当院で行われた診療に関する自己情報の開示のご請求には速やかに応じます。

受診された方、患者さんが、自己の責任においてその情報を管理し利用する権利を尊重いたします。

## 受診される方、患者さんの責務

上記の擁護宣言を達成し、私たちが、患者さん中心の、よりよいチーム医療を提供するために、次のことをお願いいたします。

1. ご自身の情報を正確に当院にご提供頂き、チーム医療へ積極的に参加してください。
2. 病院規則を守り、他の方々の診療に支障をきたさないよう、ご協力をお願いします。
3. 当院に対するアドバイス、ご要望、苦情などがありましたら、投書箱または担当職員にお知らせ下さい。

2002.10.1 制定  
2007.4.1 改訂  
2012.4.1 改訂  
2014.4.1 改訂